

## 高岡地区広域圏事務組合とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）が交付するとやまマリッジサポートセンター活用促進補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 組合は、組合が行う総合的な婚活支援事業としてとやまマリッジサポートセンターの活用促進を図ることで、高岡地区広域圏内の結婚を希望する圏域住民に個別具体的な出会いの機会の増加を図るため、とやまマリッジサポートセンターに入会登録をする者が当該入会登録の際に負担する経費を対象に、この要綱で定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する補助金の名称は、とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 高岡市、氷見市又は小矢部市に住所を有する満20歳以上の女性
- (2) とやまマリッジサポートセンターに平成28年4月1日以降に入会した者

2 前項第1号の住所要件は、同項第2号の入会の日における要件とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
とやまマリッジサポートセンターへの入会登録費用	5,000円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、とやまマリッジサポートセンター会員証の写し又は入会登録料領収書の写しのいずれかを添付しなければならない。

3 申請者は、交付申請に際し、第3条第1号に規定する要件に関し組合が高岡市、氷見市又は小矢部市に対して必要な確認を行うことについて申請書に記載して同意しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 理事長は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付を適正なものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、組合が別に定める様式による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の内容の審査は、前条第3項の申請者の同意に基づいて、適切な照会その他の方法によってこれを行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 理事長は、前条第1項の規定により交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたものであったときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、組合が別に定める様式による補助金交付決定取消通知書により当該交付決定を取り消した相手に対し通知するものとする。

3 理事長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付申請書（兼請求書）

年 月 日

高岡地区広域圏事務組合理事長 あて

申請者・請求者

現住所	〒 _____
氏名	_____ 印
生年月日	_____
電話番号	_____

高岡地区広域圏事務組合とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。また、交付決定の上は本書をもって補助金の支払いを請求します。

1 交付申請額	金5,000円
2 とやまマリッジサポートセンター入会登録の日 (会員証の写し又は入会登録料領収書の写しを添付してください)	平成 年 月 日
3 「2」に記載する日における住所が現住所と異なるときは、入会登録の日における住所を記載してください。	
4 交付要件の確認に関する同意事項 この補助金交付申請にあたり、補助金の交付要件である「高岡市、氷見市又は小矢部市に住所を有する満20歳以上の女性であること」に関して、事実の確認のため、高岡市、氷見市又は小矢部市に対して組合から必要な照会が行われることについては、異議なく同意します。	
申請者署名 _____	

交付決定があったときは、次の金融機関への振込によって補助金を支払われるよう指定します。

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店							
口座の種類	当座・普通預金・その他( )								
口座番号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>								
口座名義人	(フリガナ)								
	連絡先 (Tel _____)								

\*\*\*\*\*以下は高岡地区広域圏事務組合使用欄です。記載しないでください。\*\*\*\*\*

申請書受付印	要件照会 起案 . . .	交付決定等 起案 . . .	処理経過
	_____市への要件照会 (決裁 / ) (合議) (起案)  <input type="checkbox"/> 施行 . . .	照会の結果 <input type="checkbox"/> 交付決定及び確定 <input type="checkbox"/> その他(別途起案) (決裁 / ) (合議) (起案)	<input type="checkbox"/> 通知 . . .  <input type="checkbox"/> 支出 . . .

とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付申請書（兼請求書）

平成99年99月99日

高岡地区広域圏事務組合理事長 あて

申請者・請求者

現住所	〒999-9999 富山県高岡市〇〇町9-9
氏名	高岡 広子 印
生年月日	平成99年99月99日
電話番号	0766-99-9999

高岡地区広域圏事務組合とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。また、交付決定の上は本書をもって補助金の支払いを請求します。

1 交付申請額	金5,000円
2 とやまマリッジサポートセンター入会登録の日 (会員証の写し又は入会登録料領収書の写しを添付してください)	平成99年99月99日
3 「2」に記載する日における住所が現住所と異なるときは、入会登録の日における住所を記載してください。  (該当時のみ記載)	
4 交付要件の確認に関する同意事項 この補助金交付申請にあたり、補助金の交付要件である「高岡市、氷見市又は小矢部市に住所を有する満20歳以上の女性であること」に関して、事実の確認のため、高岡市、氷見市又は小矢部市に対して組合から必要な照会が行われることについては、異議なく同意します。  申請者署名 <u>高岡 広子</u>	

交付決定があったときは、次の金融機関への振込によって補助金を支払われるよう指定します。

金融機関名	●●●● 銀行 信用金庫 農協 ●●●● 支店
口座の種類	当座 普通預金 その他 ( )
口座番号	9 9 9 9 9 9 9
口座名義人	(フリガナ) タカオカ ヒロコ 高岡 広子 連絡先 (Tel 99-9999)

\*\*\*\*\*以下は高岡地区広域圏事務組合使用欄です。記載しないでください。\*\*\*\*\*

申請書受付印	とやまマリッジサポートセンター会員証の写し（両面）もしくは、入会登録料領収書の写しを忘れずに添付してください	
	□施行	□支出